

平成26年度境港市介護保険運営協議会 会議録

■ 日 時：平成26年10月2日（木）13：30～14：00

■ 場 所：境港市役所 保健相談センター 研修室

■ 日 程

- 1 開会
- 2 運営協議会の運営について
- 3 報告事項
(1) 地域密着型サービス事業所の指定更新について
(2) 地域包括支援センターの運営状況について
- 4 その他
- 5 閉会

■ 出席者（敬称略）

（委員）足田 京子、荒井 祐二、市場 美帆、稲賀 潔、遠藤 勲、門脇 眞澄、
小島 雪子、鷓鴣 一輔、高木 敏行、渡邊 はるみ

（事務局）

浜田 壮（福祉保健部長）、黒見 政之（長寿社会課長）、
真木 由紀子（長寿社会課高齢者福祉係長）、井上 千恵（同介護保険係長）

■ 会議録（要旨）

- 1 開会（黒見長寿社会課長）
- 2 運営協議会の運営について（黒見長寿社会課長）
- 3 議事

【会長】

（会 長） 日程3の「地域密着型サービス事業所の指定更新について」事務局から説明をお願いします。

【介護保険係長】

「地域密着型サービス事業所の指定更新について」の1ページを開いてください。
境港市の地域密着型サービス事業所のうち、平成25年度に指定更新をした事業所が5つありますので報告させていただきます。内訳は、認知症対応型共同生活介護事業所が3箇所、認知症対応型通所介護事業所が1箇所、小規模多機能型居宅介護事業所が1箇所です。2番の事業所の概要に各事業所についての利用実績等を載せておりますが、事業所の人員基準等については、申請書類により適正な運営がされていることを確認し、指定期間の更新をしました。地域密着型サービス事業所の指定期間は6年ですので次回
の更新は平成31年度に行います。資料の3、4頁に各サービスの人員基準を載せていますので参考にしてください。以上で地域密着型サービス事業者の指定更新についての

説明を終わります。

【会長】

ただ今、「地域密着型サービス事業所の指定について」説明がありましたが、ご質問・ご意見等があれば、お願いします。

意見なし

他にご意見等がないようでしたら、つぎに移ります。よろしいでしょうか？

承認

【会長】

他にご意見等がないようでしたら、次の報告事項にうつります。
「地域包括支援センターの運営状況について」事務局から説明をお願いします。

【高齢者福祉係長】

報告事項2、平成25年度の地域包括支援センターの運営状況について報告させていただきます。資料の1ページをお開きください。

地域包括支援センターの設置状況を記載しております。本市では市を北地域と南地域に分け、委託型で二つの地域包括支援センターを設置しております。高齢者人口の増加により、各包括支援センターが担当する地区の高齢者人口も、前年比で北包括が100人余、南包括が150人余と増加しております。職員の内訳は、両包括ともに4名配置で、ご覧のとおりとなっております（保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー、ケアマネジャーの各1名で構成されております）。国が示した基準では、高齢者人口3千から6千人あたりの場合、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの3職種、各1名を配置することとなっておりますので、両包括支援センターとも基準の職員数は満たしております。

資料2ページをご覧ください。

平成25年4月から26年9月までの包括職員の異動状況を記載しております。両包括とも人事異動により新規職員の配置があり、またそれに伴い、在籍していた職員の職種も一部変更となっておりますが、1ページに記載しております4つの職種の人員配置は変わりありません。

続いて、地域包括支援センターの活動状況を報告いたします。

資料3ページをご覧ください。

こちらは包括支援センターが行った相談・支援の実績で、上の表の左側、「地域包括支援センター分」とありますのは、地域包括支援センターとして、総合相談等の支援にあ

たった件数を、右側の「指定介護予防支援事業所」とありますのは、介護予防支援事業として、要介護認定の要支援1・2に該当する方の相談やサービス調整等の支援にあっただけの件数になります。実績としましては、前年比で180件強の増となっております。平成24年度の実績が対前年比で130件の増でしたので、件数は年々増えております。下の表は上の相談・支援の件数を内容ごとに集計したのとなっております。介護保険の相談が全体の1/3を占めております。その他には、前年からの伸びがよかったものとしては、「住宅改修」で、前年から30件の増となっております。

続いて、4ページをご覧ください。

ここからは、両包括支援センターに委託しております事業の実績となります。

まずは、運動機能向上事業でございます。この事業は、高齢者を対象とした運動機能の向上を目的とした軽体操や講話、血圧測定などの健康相談を各地区で実施しているふれあいの家会場や公民館等で実施しております。

続いて、6ページをご覧ください。

認知症予防事業の実績でございます。認知症について正しい知識の普及を図ることを目的とした講演の実施や、認知症サポーター養成講座を行っております。各地区での講演会は、各地区の認知症予防自主サークルにもご協力をいただきながら実施しております。

続いて、7ページをご覧ください。

家族介護教室の実績でございます。介護者の知識・技術の習得等を目的とした教室を開催し、介護者同士の交流を図りストレス解消につなげるための精神的支援を行っております。

8ページをご覧ください。

地域住民グループ支援事業の実績でございます。介護予防活動に取り組む地域住民への介護予防・認知症予防の学習会の開催や、認知症予防の自主サークル活動の支援を行っております。

続いて、12ページをご覧ください。

緊急通報システム事業の実績でございます。この事業は南包括支援センターに委託しております。現在使用している受信・送信機器、受信体制の変更を予定しているため、新規設置を積極的に行っており、個人宅への設置件数は減少しております。

13ページをご覧ください。

介護予防支援業務の実績で、介護保険要介護認定で要支援1・2に該当する方の介護予防ケアプランを作成した件数となっております。包括支援センターの職員数で割ると一人あたり月35人を担当している計算になります。

最後に14・15ページをご覧ください。

こちらは、平成26年6月の介護予防支援業務の実績で、サービス計画作成において、どの事業所のサービスを利用したか、包括毎に集計したものでございます。8月下旬の新聞報道で、「地域包括支援センターで、自治体から運営を委託されている社会福祉法人などが利益獲得のため、自らが運営する介護保険サービスに利用者を事実上、誘導して囲い込むケースが各地で問題になっている。」との記事がありました。地域包括支援センターは、介護保険法施行規則により、「地域包括支援センターは、適切、公正かつ中立な運営を確保すること」とされており、その公正・中立性の確保を確認することからも、本実績をあげております。サービスによっては、同一法人の事業所数が多いために、利用率が高くなるものもございますが、今後も、地域包括支援センターの業務にあっては、公正・中立性を確保し、適正な運営を図ってまいります。

以上で、(2) 地域包括支援センターの運営状況の報告を終わります。

【高木会長】

ただ今、「地域包括支援センターの運営状況について」説明がありましたが、ご質問・ご意見等をお願いします。

意見なし

5 その他

【高木会長】 日程5「その他」に移りますが、事務局から何かありますか？

【事務局】

平成25年6月に公布されました「地域の自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」において、介護保険法の一部が改正されました。これにより、今まで厚生労働省令等により全国一律に定められていた「指定介護予防支援等の事業に関する人員及び運営等の基準」及び「地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準」について、平成27年4月までに地方自治体が条例で定めることになりました。

その基準について、本運営協議会で今後協議いただき、パブリックコメントを実施したいと考えております。

【高木会長】

ほかにございませんか。

【遠藤委員】

包括がいろいろな事業をしているが、予防事業所としての業務もあり忙しいので包括以外ですることはできないか。

【事務局】

今後、ほかの事業所にシフトできるものはしていきたいと考えております。
また、実施の方法についても見直していきたいと考えています。

先ほどの説明にもありましたが、10月中に条例案についてお計りしたいと考えていますのでまた、今後の包括支援センターの人員体制等についてもあわせてお諮りしたいと思っていますのでよろしくお願いします。

6 閉会

【高木会長】

それでは全ての日程が終了しましたので、これをもちまして本日の会は閉会といたします。皆様お疲れさまでした。

引き続き 14 時 30 分から第 2 回境港市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会を行いますので、よろしくお願いします。